大分市報

毎月1日15日発行
発行所　大分市役所
編集兼発行人
安東　玉彦
印刷所　高木印刷KK

自衛隊員募集

資格　三十七年一月一日現在で十八才以上二十五才未満の男子
受付　三十七年一月二十五日まで
手続き　市総務課又は自衛隊地方連絡部へお問い合せ下さい

水害お見舞い申し上げます

大分市長　上田　保

十月二十六日未明から県下を襲つた未曾有の集中豪雨は大分市では実に三五〇ミリに達し、市内各所でかつてみない大被害をもたらしたのでありますが、わけても別大電車埋没事故の如きは死者三十一名、重軽傷者四十一名に及ぶ大惨事をはじめ道路の損壊、橋梁の流失、家屋の浸水流失田畑の流失埋没、農作物等の被害は実に深刻を極めたのであります。

地区別に被害の特に甚だしかつたのは八幡の御幸、両郡橋地区、滝尾の米良地区でありました。

ことに御幸では秡川の増水氾濫によつて死者二名、家屋の倒壊五戸、半壊したもの九戸、橋梁の流失二カ所という大被害を出しましたが、米良地区では道路橋梁の損害が特にひどく道路の決壊七カ所橋梁の流失三カ所といつたような状況でありました。

このほか曲―芳河原線、大分港―賀来線、両郡橋―村中線の道路がそれぞれ決壊し、又床上浸水したところは大道一帯と御幸、片島方面その他の各所で実に二、〇一九に及んでいるのであります。

当市ではこの非常災害について直ちに災害救助法の適用を受け、災害救助対策本部を設置し全職員あげてその復旧に努力致しており、被災者に対しましては取りあえず毛布、日用品等々の救援物資をお届け致したのであります。

なお今次の災害によつて不慮の死を遂げられた方々のご冥福に対しては誠に痛恨の極みで何とお慰め申し上げてよいかその言葉がわからない位でご遺族のご悲歎はさこそとお察し申し上げているのであります。

その他の被災者の方々に対しましては当市としてもできるだけのご援助とご協力をおしまぬつもりでありますが、各位におかれましても何卒この災禍にめげず再起と復旧に全力を尽され、不幸を克服されて以前に倍するご繁栄をかち取られますよう心からお祈りする次第であります。

日岡出張所が移転

市役所の日岡出張所は、日岡農協のなかにありますが、こんど農協が改築工事を行なうことになりましたので、出張所も一時移転することになりました。

移転先は、いままでの出張所より二〇〇メートルほど東に行つた原川ぞいにある大分県共済家畜診療所内（日岡小学校の北、電話②〇三二八）で、ここで来年の一月末まで仕事する予定です。

完全消火を忘れずに

26日から秋の火災予防運動始まる

大分市では、十一月二十六日から十二月二日まで「秋の火災予防運動」を行ないます。

この運動は毎年全国いつせいに行なわれていますが、この運動をよそに火事は年々多くなつています。

そこで、火事をださないようにするためには、具体的にどんなことに注意すればよいか大分市消防署にきいてみました。

まず、火災予防上最も注意していただかねばならないことは、

㈠火の気のある所は注意を怠らないこと

㈡不要の火の気は完全に消火したことを確かめること

以上の二点です。ところが、この注意と完全消火が、なかなか実行されません。特に小さい火や熱になるほど不注意になりがちです。

火事が大きな熱源よりも、こんな火かと思われるような小さな火から起きていることが案外多いことです。たとえば故意に他の燃え易い物に燃えうつしてみようと思つても、なかなかつかないような小さな火が、現実には大火災の原因になるのですから恐しいものです。

全国では年間約三万八千件の火災が起きており、これを一日に平均すると約百四件の火災が毎日起きています。

大分市でも今年になつてからすでに七十二件の火災が起つておりその損害額は約六千六百三十六万円（十一月十日現在）に達しています。

ところで、毎年大きな被害をだしている火災の原因はどんなところにあるか、一般家庭で比較的多く火災が起り易い状態を次にかかげてみますので、今後の火災予防については、十分注意されるようお願いします。

①エントツ

1、エントツ自体に亀裂のあるものや、つぎ目の不完全なものは修理すること

2、エントツと屋根との接触しているところは十五センチ以上離すこと

②コンロ

1、石油コンロを使用する間は、必ずそばについておること

コンロに点火したまま、そばを離れたため、出火した例が非常に多くあります

2、使用中に石油を補給しないこと

3、石油を補給したあとは、きれいに拭きとつて使用すること

4、コンロの付近にはカーテン、フキン等の燃え易い物をおかないこと

③コタツ、火鉢

コタツは、これからどこの家庭でも使うようになるので特に注意していただきたいものです。

1、火を入れたまま外出しないこと。もし外出する時は、火を完全に消すこと

2、子供の多い家庭では、子供の寝まきのひもや、布きれ等が「火入れ」の中へ落ちこまないよう注意すること

3、電気コタツは、使用したあと[illegible]

4、[illegible]

5、[illegible]ように注意すること

④[illegible]

1、[illegible]たくさん残つている[illegible]に木製の箱の中へ入れないこと

2、燃えやすいものの近くへおかないこと

以上あげたものの外にタバコがあります。山火事の原因として、このタバコとタキ火の不始末が大きくあげられることを忘れてはなりません。

不用意に捨てたタバコの[illegible]たいものです。

以上これらのことは、大へん簡単なことですが毎日となるとつい忘れがちです。忘れるという油断からいつも大火が起つています。

これから本格的な火災シーズンを迎えるわけですが、常に心をひきしめ、恐しい火災からあなたの生命、財産を守るようにいたしましよう。

万一不幸にして火災が起きた場合は、一刻も早く消防署へお知らせ下さい。

電話では局番なしの「一一九」をまわせばすぐ消防署がでますので「おちついて」火災の場所を「はつきり」といつて下さい。

水害被災者の市税など減免

十月二十六日の集中豪雨の[illegible]ました。

[illegible]ます。

市では、[illegible]に応じて、[illegible]被災者は早目に課税課へご相談下さい。

なお[illegible]その他の県税関係や所得税等の国税関係についてもそれぞれ減免、徴収猶予の方法がありますので、県税関係は大分県税事務所へ、国税関係は大分税務署へ早目に相談されるようお願い致します。

くわしいことは、それぞれのところへお問い合せ下さい

寄付のお礼

このたび市社会福祉協議会では[illegible]のご寄付をいただきました[illegible]厚くお礼申し上げます。

春日浦八四三　北村　[illegible]殿
大道三丁目　松本為次郎殿
王子町三丁目　木本　清八殿
新中島西八組　工藤　貞子殿
舞鶴県営アパート　高橋　春代殿
新高松西　長田　永治殿

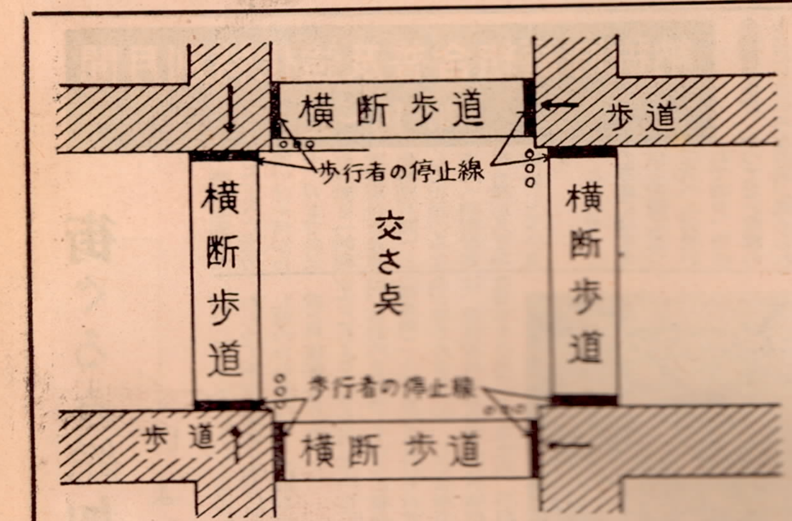

みんなで守ろう交通法規

秋の全国交通安全運動を顧みて（つづき）

信号機

歩行者が横断歩道を通行する場合に注意していただかねばならぬものに信号機があります。

信号機が「赤」「青」を示しているときはみんなよく分つているようですが「黄」すなわち「注意」の信号のときどうすればよいかよく分かつていないようです。

このことは、自転車乗りにもいえることですが、上の図をみながら十分理解していただきたいと思います。

車の停止線は図の通り横断歩道の手前の線になります。車の場合も同じですが、ここでは歩行者中心に説明致します。

歩行者の停止線は図の通り横断歩道の入口の歩道のフチになつています。皆さんが歩道を歩いて信号機のある交さ点にさしかかつた際、停止線に行きつくまでに信号が黄に変つたときはもう横断をしてはいけません。よく見ていると赤になるというので走りながら横断をはじめる人がありますが、これは違反になりますし、危険ですからやめて下さい。こんどは皆さんが歩道を歩いてきて停止線をこえて一歩でも横断歩道に足をふみ入れたとき、黄になつた場合は早足で横断が出来ることになつています。この運動期間中に信号を守らなかつたため三名の歩行者がケガをしています。黄信号の見方を十分理解して正しく信号に従つていただきたいものです。

△自転車乗りは最も危険な状態にあります

無灯火二人乗りの指導に重点をおきましたが、違反は依然その後を断ちません。今後は抜き打ち的に一斉取締りを行ない厳罰主義でのぞみたいと思つています。

自転車の左側端一列通行の徹底は今年の重点目標として連日広報車による指導を行なつていますがなかなか励行されません。一列三列となつてあの交通量の多い道路をゆうゆうと通行していますが自転車乗りは自分がどういう危険状態にあるかを考えなおして下さい。左端一列通行は自分の安全を守るための鉄則です。必ず守つて下さい。

△運転者は自分の地位を自覚せよ

自動車の運転者は毎年二回の法令講習会で道路交通法は十分知つているわけです。それなのに無謀運転をあえて行ない、尊い他人の生命、身体、財産を傷つけ失わせています。

運転者は自分が社会的にきわめて危険な「運転」という業務に従事していることを十分自覚し、法の要求する安全な運転を常に励行しなければなりません。

この自覚を失つたときは、車は凶器と化し、その運転者は殺人鬼と化したと同様で、場合によつては、殺人傷害の故意犯として、刑法上の処分を考えなければならないと思つています。安全運動期間中におこつた二十九件の事故もその全部が運転者の過失によるものです。もちろん歩行者、自転車乗りの過失に大きな原因があるのもありますが、運転者の不可抗力というものは全くありません。運転者が十分注意すれば[illegible]のばかりです。

「とまるだろう」「[illegible]う」「大丈夫だろう」という[illegible]だろう」という[illegible]には最も禁物です。[illegible]て下さい。

△無免許運転は[illegible]

無免許運転[illegible]りません。技術、[illegible]運転の資格のない者の運転[illegible]ら考えただけでゾツとします。

この運動期間中にも[illegible]年が無免許で小型貨物を運転し[illegible]事故をおこしていますが、[illegible]ども無免許運転は危険である[illegible]を十分知つていながらあえてやつたもので犯意がなかつたとはいえないと思います。無免許運転をなくすためには警察はもとより[illegible]皆さん方が力を合せてそういうことをさせないようにしなければならないと思います。

大分警察署交通課

昭和37年「成人の日」記念感想文の募集

明春一月十五日は第十四回成人の日にあたります。市教育委員会では例年のように記念行事の一つとして、本年度も次のとおり感想文を募集することになりました。ふるつてご応募下さるようお願いいたします。

一、内容　成人となるにあたつての感想希望抱負生活記録等を内容としたもの
二、枚数　四〇〇字詰原稿用紙十枚以内
三、応募資格　大分市に居住するもので来年新しく成人となるもので一般学生を問わない
　昭和十六年一月十六日から昭和十七年一月十五日まで出生のもの
四、送り先　金池町大分市教育委員会社会教育課あて
　住所、氏名、職業、性別生年月日明記のこと
五、締切り　昭和三十六年十二月二十日（期限厳守）
六、入選　一席一名、二席三席各二名、佳作若干名とし成人式の席上でそれぞれ賞状及び賞品を贈る
七、入選発表　昭和三十七年一月十日まで各新聞紙上に発表し、入選作品集を全成人該当者に配布する。
八、その他　応募原稿は返却しない。発表の権利は大分市教育委員会が取得する。

脱漏誤載の申立は19日まで

選挙人名簿の縦覧と回覧

市の選挙管理委員会では九月十五日現在調べの基本選挙人名簿及び各区漁業調整委員会委員選挙人名簿を十一月五日から十九日まで市役所で縦覧しまた隣組を通じて各家庭に回覧していますが皆さんご覧になりましたでしようか。

もし該当者でこの名簿からもれている方は、次の通り選挙管理委員会事務局（市役所四階）で異議の申立をされるようお願いします。

一、該当者

（イ）基本選挙人名簿
　昭和十六年十二月二十一日までに生まれた日本人で今年の六月十五日以前から現在まで引き続いて大分市に住んでいる人

（ロ）各区漁業調整委員会委員選挙人名簿
　昭和十六年十二月二十一日までに生まれ、大分市内に住所又は事業場を有するもので、一年に九十日以上漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行なう水産動植物の採捕もしくは養殖に従事する者

二、異議申立期限
　十一月十九日午後五時まで

三、異議申立場所
　選挙管理委員会事務局
　（土曜日の午後、日曜日は宿直室）
　申立用紙は事務局と市役所出張所に準備してありますので印鑑をお持ち下さい

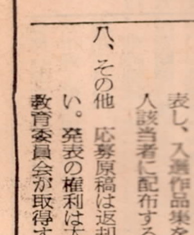

納税貯蓄組合普及強化特別月間 36・10〜12

街ぐるみ総加入運動
いよいよ具体化

再三お知らせしたように大分市では十月から十二月までの三カ月間を「納税貯蓄組合普及強化特別月間」として市民のみなさんへ納税貯蓄組合総加入をお願いしています。

ところで、この運動には市長自ら先頭に立つて大へん力をいれており、市の全機構をあげ、かつてない規模のもとにいろいろな計画が進められています。このため、市内各地で連日のように納税貯蓄組合の結成加入の会議が開かれており、街ぐるみ全戸総加入の機運が各町内にみなぎつています。

市では、この運動の趣旨を市民のみなさんによく理解していただくため、各校区毎に推進大会を開きましたが、この大会には市長、助役、収入役をはじめ、関係各課長が総出で出席し、運動の趣旨徹底につとめました。

このため、どこの校区においても出席者全員の積極的なご支持をいただき、全市一五二町内から、もれなく推進委員のご選出をいただきました。これら推進委員の方々には、十一月二日市長から委嘱状が手渡されましたが、これによりいよいよ全市にわたつて総加入運動が強力におし進められるわけで、運動も一段と具体化しました。

またこれよりさき十月三十一日には、各町内を担当している市職員（推進員）一六四名による打ち合せ会が開かれましたが、この会議では、推進委員のみなさんに具体的な資料をご用立てするため、各町内別の全納税義務者名簿を作成することをきめました。このほか新設立、新加入に必要な用紙類がすべて交付され、運動推進のお膳立てがすつかりできあがりました。

したがつて、今後は推進委員さんに市の担当職員（推進員）が具体的な資料を提供するほか、組合の設立、加入についても各町内の打ち合せ会に出席し、いろいろとお手伝いすることになるわけです。

また、いよいよ組合届け出の段階になると、その事務手続きいつさいも推進員がするようになつています。

なお、各町内で行なう打ち合せ会には、担当の推進員と参与（課長級の校区責任者）が出席して、いろいろと説明いたしますが、特に必要な場合は、推進員にご連絡下されば徴税課の担当職員或は市の幹部もお伺いしますのでご遠慮なくお申し出下さい。

写真＝新中島西納組加入の組長会議

納税貯蓄組合連合会総会の延期のお知らせ

大分市納税貯蓄組合連合会では、本年度の総会をこの秋中には開く予定でしたが、ご承知のとおり、大分市が特別月間（十月〜十二月）を設けて全戸総加入運動を行なつていますので、その結果ができる来春に、この総会を開いて、新しい体制のもとにおける連合会活動についていろいろご相談したいと思います。

そこで、その時期まで総会を延期しますので、各組合長さん及び各校区理事の皆さんはよろしくご了承下さいますようお願いいたします。

連合会長　牧　慎一

納税預金
希望により組合長宅まで集金

市では、各納税貯蓄組合に集まつた納税預金をどのように取り扱うかについて、先日市と市内の金融機関の代表二十七名が話し合つた結果、今後は一定の期日まで納税預金をまとめておけば、組合長さんのところか組合事務所まで金融機関の方が集金に行くことになりました。

また、納付委託についても金融機関の方で行なつてくれることになりましたので大へん便利になりました。

したがつて、組合の希望により市内のどこの金融機関にも納税預金の預け入れができるし、その金融機関に相談すればいつでも集金にきてくれますのでご利用下さい。

推進委員152名を委嘱

各校区の納税貯蓄組合普及強化推進大会でご選出いただきました各町の推進委員は次の通りです。（敬称略）

〔金池校区〕
山口真一（金池）藤原仲治（金池南）有松岩彦（顕徳寺）志賀盛利（東新町北）江崎留次郎（東新町南）瓜生田珠生（米屋町）小野斉（南新町）牛島和三郎（天神町）首藤敬太（稲荷町）小野城一（長池町）二宮三千百（上野北）河野京平（上野南）大坪亀太郎（上野東）古城弘（元町）神足直（六坊北）占部重義（六坊南）佐藤マツエ（六坊東）今村嘉市（駅前）

〔長浜校区〕
中村勇（長浜西）野中今朝太（長浜東）高山一男（塩九升）佐藤可也（坊ケ小路）牧一郎（舞鶴町）釘宮謙司（長浜南）

〔荷揚校区〕
土屋鉄雄（荷揚北）工藤光市（荷揚西）田村雄（荷揚南）芦原岩五郎（南新地）清水宝丸（城崎町）牧晋（竹町）津高宝（本町）木村直喜（紺屋町）甲斐佐吉（堀川町）財前良造（北新町）長岡幸男（中央）河上一郎（於北町）後藤亀男（若草）

〔中島校区〕
辛島敏夫（中島）塚本直（中島西）福田一作（船頭町）三沢敏夫（新川東）椎住寿男（新川西）村上高一（芦崎）菊屋保（浜町東）小田銀次郎（浜町南）工藤愛作（浜町北）

〔住吉校区〕
佐藤一男（中島東）首藤勇（中島北）幸野正美（弁天）岡松兵衛（新中島東）光根善之（新中島西）続信一（新中島南）

〔春日校区〕
後藤光沢吉（勢家本町）福田賢夫（勢家町）麻生亀鶴（東春日町）大津留三郎（南春日町）安藤嘉男（西春日町）是永奈良吉（春日町）牧慎一（王子一丁目）佐藤敏夫（王子二丁目）徳丸馨（王子三丁目）植木由太郎（南王子一丁目）村岡熊平（南王子二丁目）阿部賢信（南王子三丁目）佐藤[illegible]（東生石）溝辺秀雄（西生石）小手川リツ（南生石西）大津キヨノ（南生石東）江口栄太郎（浜の市）平松正吉（大分港）

〔大道校区〕
佐藤金馬（西新町）森崎任平（田町室）池永八郎（草場町）上田栄一（大道一丁目）飯田三千男（大道二丁目）安辺暁（大道三丁目）有田辰巳（大道四丁目）矢野数馬（大道五丁目）有田司馬平（大道六丁目）園田宗平（志手）小野誠一（椎迫）森田吉五郎（新大道）中川重宣（東大道）

〔南大分校区〕
渡辺秀吉（南太平寺）猪原敬次郎（旭町）泰猛男（三ケ田町）泰亀喜（永興）大山市松（竹の上）田崎ウメ（深河内）衛藤彰（上村）長峰久（尼ケ瀬）後藤京一（二叉）梅田生駒（明磧）野間募（田中）丸田薫（畑中）安部一郎（豊饒）小野光（羽屋）富高正（庄ノ原）岡部利直（古国府）藤原直（上田町）

〔八幡校区〕
武田直（上八幡）後藤義男（下八幡）阪辺正輝（東八幡）坂本貞（金谷迫）小山武夫（大久保）塚本[illegible]（[illegible]）川端清文（上白木）宮部七郎（下白木）阿部学（田ノ浦）佐藤金作（机張原）

〔滝尾校区〕
小野学（曲）羽田宗馬（冨岡）武[illegible]（津守）加藤満（片島）河野春生（米良）長野恒雄（羽田）[illegible]（南下郡）関清明（北下郡）

〔東大分校区〕
新宮龍吉（西萩原）田北清（中萩原）芦原只平（東萩原）佐藤薫太郎（牧）佐藤寛（高見）佐藤栄（白滝）阿部円（東原）

〔津留校区〕
阿野佐太男（今津留）橋本嘉太郎（中津留）河野倉喜（花津留）杉村克己（花津留新町）豊田延黄（大津町）大塚元一（岩田町一丁目）吉野宗利（岩田町二丁目）渡辺明（岩田町三丁目）泰平宮治（岩田町四丁目）岡崎定（大空団地）秋好冲光（空港前市営住宅）

〔日岡校区〕
牧孫市（向原）宮崎運平（西原）宮崎家助（高松）藤沢寿賀平（花高松）藤井彦馬（新貝）足達義一郎（新高松東）佐藤楢喜（新高松西）

〔桃園校区〕
清水鉄之助（岡）山村楠人（高城）筒井延平（高城東）池辺友平（仲西）佐藤虎彦（寺崎）工藤架茂平（上）長岡主税（千才）三浦松彦（三川上）藤沢策馬（三川下）

老令年金は60才から
国民年金法の一部が改正

十月三十一日終了した第三十九臨時国会で国民年金法の一部改正法及び通算年金通則法等の関係法が成立しました。拠出年金においては年金受給年令のくりあげや死亡によるかけ捨ての防止等、また福祉年金においては未支給年金の支給等、これまで国民から強く改正を要望されていた問題がこれで改められたわけで、被保険者、受給権者に、より有利になりました。

なお、この改正は四月一日にさかのぼつて施行されます。主な改正点は次の通りです。

◎拠出年金

1、老令年金の受給開始年令は六十五才であつたのを、希望により、六十才から受給できるよう改められました。この場合、年金額は減ります。

2、免除期間のながかつた人でも一年以上保険料を納めておれば、納めた期間に応じ六十五才から七十才までの間、特例老令年金が支給されるよう改められました。なお、この場合七十才から老令福祉年金が支給されます。

3準母子年金（祖母が孫、姉が妹を養つている場合）ができました。

4、障害、母子、準母子、遺児各年金の受給資格として三年以上引き続いて保険料を納付していなければならなかつたのが、一年以上と改められました。

5、遺児年金の額が大巾に引き上げられました。

6、三年以上保険料を納めた人が死亡した場合、最高五三、〇〇〇円、最低五、〇〇〇円の死亡一時金が支給されるようになりました。

◎福祉年金

1、準母子福祉年金ができました。

2、義務教育終了前の子の所得制限額の加算額一五、〇〇〇円が三〇、〇〇〇円にひきあげられました。

3、母子福祉年金においては、二十五才以上の子と同居している場合、支給停止となつていたのが二十五才以上の子と同居していても、その子の所得が少なければ支給されるよう改められました。

4、福祉年金受給権者が年金を貰わなくて死亡した場合も、遺族に死亡の月分まで支給されることになりました。

◎通算関係法も成立

各年金制度の通算を行なう通算年金通則法が成立しましたので四月一日にさかのぼつて各年金制度の通算が行なわれます。

◎保険料の滞納はありませんか

国民年金法はこのように被保険者にさらに有利に改められましたが、保険料を納めていなければ折角の年金を受けることができません。四月から九月までの保険料を納付していない方は早急に市社会課で納付の手続きをして下さい。

熊本大博覧会の前売券を発売

明春三月二十日から五月二十日まで熊本城再建記念として熊本大博覧会が開催されることになりました。博覧会にいかれる方や会社工場、農協などで博覧会へ団体招待旅行をなさるところは、前売券が市商工観光課にありますのでご利用下さい。

前売券は一枚一二〇円で熊本城の登閣優待割引券がついているほか、小型乗用車や電気冷蔵庫、テレビなどがあたる抽せん番号がついています。

部落公民館めぐり
― 津守公民館 ―

No. 16

松平忠直卿が津守に遷された館趾がこの地の古さを物語つているここ津守堀ノ内に公民館が開設されたのは、昭和二十九年八月で市内でも早い時期でした。敷地は、現在東京在住の津末宗一氏の寄贈になるもので、建物は旧藩の松材が使用されたという由緒あるものです。

入口の右手に熊野権現の宝物殿があり、その伝統を誇つています。

収容人員二〇〇名という規模は市内でも他に例をみない大きさです。ステージは設備になつており部落の人がいつでも気安く集会でき、話しあえるよう配慮がなされているのが特に目をひきます。

〈活動状況〉

津守、富岡の両地域の人々の社会教育センターとしての公民館は多様な活動をくりひろげています。特に、津守地区の生活改善グループの活動は、めざましいものがあります。

戦後の混乱の中で、いち早くたち上がった人々は、新農研究会を組織し、農業技術の改良による食糧増産をはかりました。新農会の精神は、その後、婦人たちにうけつがれ、現在「青空」「若菜」「むつみ」の三グループが養鶏や卵貯金などの研究と学習に新しい公民館活動をめざしてすすんでいます。

館長　魚形勲氏
所在地　津守堀ノ内
世帯数　津守　四六八
　　　　冨岡　五一
人口　二、〇五二八
開設　昭和二十九年八月
規模　建坪四〇坪　収容人員二〇〇人
年間予算　二五、五〇〇円

百パーセント加入届出
第一号、長浜西

長浜西は従来から町内一本の組合をもち活動していましたが、一二五二名の全納税義務者が今回の特別月間に加入をおわり、百パーセント加入届出第一号になりました。推進委員は中村勇氏。

米の配給店の登録変更
手続きは25日まで

十一月二十日から二十五日まで（二十三日は休み）米の配給店の登録変更ができます。

登録の変更ができるものは、一般配給、職場給食、業務用の米の配給店となつています。

登録店変更希望の方は、その世帯の代表者が米穀購入通帳と印鑑を持つて、市商工観光課か出張所に申込んで下さい。

お米の配給は十二月までの配給分は、今までの登録店からで、次回（来年五月）までの変更はできません。しかし変更届用紙は、同課と各出張所に用意してありますので、お申し込みの際その場で記入して下さい。

陸上自衛隊音楽隊演奏会

十一月二十三日陸上自衛隊西部方面音楽隊が次のとおり演奏会を開催いたします。ぜひおこし下さい。

一、市中パレード
午後一時三十分大分駅前から教育会館まで
一、演奏会
午後二時から教育会館二階ホールで演奏会を開催

写真＝津守公民館